

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年5月23日全日赤大阪赤十字病院労働組合執行委員長小橋口泰子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年5月29日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

夏期一時金等の要求に関する件

2 日時

令和7年6月5日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号大阪赤十字病院及び大阪赤十字病院附属大手前整肢学園内において、全日赤大阪赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場

4 概要

上記の場所の全体的、あるいは部分的、連続的あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のため一切の争議行為を、単独または併用して行う。

ただし、救急患者および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く。